



旧福浦灯台 ©石川県観光連盟



生活衛生 いしかわ

(一社) 石川県生活衛生同業組合連合会
(公財) 石川県生活衛生営業指導センター
金沢市平和町1-3-1 石川県平和町庁舎3F
TEL: 076-259-6510
FAX: 076-259-6516



衛生水準の確保・向上事業について

(公財)石川県生活衛生営業指導センター 副理事長 行野 欣也

本年9月の能登半島豪雨災害により被害に遭われた組合員及びご家族の皆様へ、心からお見舞い申し上げます。

指導センターでは、前回の震災と同様に、被害に遭われた組合員の皆様に引き続き支援措置や融資など全体にわたる相談窓口の設置など、全国センターや行政、公庫とも連携しながら支援してまいります。

さて、当センターでは今年も11月の「生活衛生同業組合活動推進月間」に合わせて、組合の加入促進と組合活動の活性化に向けて「衛生水準の確保・向上事業」の取組を行うこととしています。

生活衛生同業組合の組合員数は全国的に減少傾向にあり、本県では過去10年間で約3割減少していますが、一方で加入者増加に成功している組合が全国に存在しています。そうした組合では、組合員だけが受けられる低利子の融資制度を全面的にアピールしたり、組合役員が加入勧奨活動に取り組むなどにより、脱退者を上回る組合加入者を獲得しており、各組合におかれ

ても、こうした全国の成功事例も大いに参考にしながら取り組んでいただきたいと思います。

組合員減少の要因として、組合加入のメリットが感じられないといった声や、若い人の「組合ばなれ」が進んでいることが聞かれます。時代の流れとともに人々の価値観も変化していくのを止めることはできません。しかしながら、個々の利益の追求だけではなく、同業者同士の絆を大切にし、業界全体のレベルアップをめざす組合の良さや重要性はこれからも変わることはないでしょう。

また、数十年に一回と言われる自然災害が頻繁に日本各地を襲うこの時代に、能登半島地震の際に発揮された組合のネットワークを活用した全国からの支援などにみられるように、組合の社会的な役割や機能が、これからはますます求められていくのではないかと思います。

そのために、組合活動を活性化させ魅力ある組合づくりに努めるとともに、組合加入のメリットや組合ならではの良さを大いにアピールし、組合員獲得に努めていただくようお願いする次第です。

栄えあるご受章(賞)おめでとうございます

秋の叙勲で、石川県飲食業生活衛生同業組合理事長の鍋島盛雄氏が旭日双光章を受章されました。

✧ 旭日双光章



石川県飲食業生活衛生同業組合理事長

鍋島 盛雄

● 受章の言葉

この度はからずも旭日双光章拝受の栄に浴しましたのも、ひとえに組合員の皆様をはじめ関係団体等多くの方々のご指導ご支援の賜物であり、感謝に堪えません。この受章を励みに、今後も石川の飲食業並びに生活衛生営業全体の衛生水準の維持向上と業界の活性化に向けて尽力してまいる所存です。また、度重なる自然災害で今なお多くの生衛業者が苦しんでおられる能登地方の一日も早い復旧・復興を心からお祈りいたします。

永年にわたり生衛組合の組織の強化と業界発展のために顕著な功績を挙げられたことが認められ、令和6年度生活衛生功労者として、次の方々が栄えある表彰を受賞されました。

✧ 厚生労働大臣表彰

鮫 商 疋田 幸久 (金沢市) 麵類食堂 出島 照久 (金沢市)
飲食業 有川 義雄 (小松市)

✧ (一社)全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰

鮫 商 山本 進 (金沢市) 飲食業 松本 正 (能美市)
飲食業 橋田 ふみ子 (珠洲市)

(敬称略、順不同)

事業報告

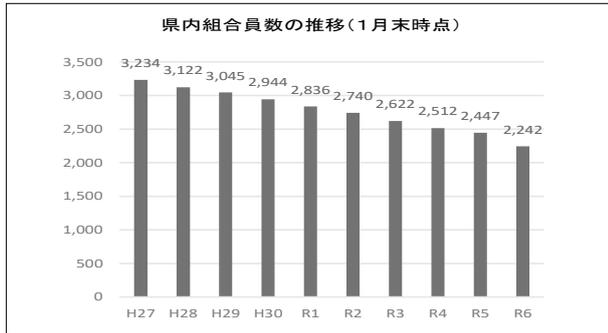
衛生水準の確保・向上事業の取り組みについて

指導センターでは毎年11月の「生活衛生同業組合活動推進月間」に合わせ、生衛組合や関係機関と連携して、生衛業の新規開業者の組合加入の促進や、組合活動の活性化を推進するための取組を重点的に行っています。

この取組の一環として、令和6年9月30日、しいのき迎賓館(金沢市)において組合役員や保健所等の行政担当者、日本政策金融公庫金沢支店国民生活事業統括にご参加いただき、「衛生水準の確保・向上推進会議」を開催し、生衛組合の現状と課題、各組合の今年度の取組などについて協議しましたので、その概要を報告します。

●組合員数の現状

県内の生衛組合の組合員数は減少傾向が続いています。



※1月末時点の組合員数の10年前との比較：992人、約30%減少

●指導センターの本年度の取組内容

<新規組合員の加入促進>

- ・令和5年度の新規営業許可店舗に対しダイレクトメールを発送（対象：約1500店）

<広報啓発>

- ・全国センター作成の啓発チラシを生衛組合、行政機関、日本政策金融公庫等へ配布し、各機関において広報啓発を実施
- ・県センター機関誌やホームページによる広報啓発

<生衛組合活性化塾>

- ・組合員を対象に経営の効率化や収益力向上などに関する研修会を開催（予定）

●各組合の現状と課題、本年度の取組内容等

<鮭商組合>

- ・組合役員を中心に未加入店への訪問活動を実施（訪問目標：約20店）

<麺類食堂組合>

- ・毎年、推進月間の取組を行っているが、減少傾向が止まらない
- ・カード手数料や行政の更新手数料の割引などでメリットを持たせられないか
- ・組合役員を中心に未加入店への訪問活動を実施（約15店）
- ・11月11日の「麺の日」にあわせてキャンペーンを実施

<社交料飲組合>

- ・役員による未加入店に訪問活動を実施

<飲食業組合>

- ・10年後、組合が消滅するかもしれないと

いう危機感を持っている。すべての組合で真剣に組合員を増やす努力をして、自分たちの組合をどう存続させるか、しっかりと考えていく必要がある

- ・未加入事業者から、メリットがない、会合に出るのが面倒といった意見が聞かれる
- ・支部役員による未加入店への訪問活動を実施（加入目標：約30店）

<冰雪業組合>

- ・組合員の高齢化が進んでおり後継者不足が問題。今後、組合の統廃合が進んでいくのではないかと

<理容組合>

- ・儲かるためのメニューづくりや講習会など、魅力ある組合づくりに取り組んでいる
- ・組合加入の最大のメリットは借入利率の低さ。衛経は強力な説得材料になるのでアピールしたい
- ・役員を中心に未加入店への訪問活動を実施（加入目標：約3店）
- ・感染症防止対策セミナーを開催予定

<美容業組合>

- ・新規開店時、公庫や保健所からメリットの紹介など組合への加入を働きかけてほしい
- ・組合員1人が未加入店1店に加入促進する「プラスワン運動」に取り組む（加入目標：20店）
- ・衛生管理や組合の役割等に関するセミナーを開催予定

<公衆浴場業組合>

- ・銭湯利用者はほぼ現金。銀行で硬貨の両替手数料が取られるため全国の業界が頭を悩ませている
- ・今後も入浴料金の見直しや銭湯の存続などについて、県や市町に対し要望活動を行っていききたい

<クリーニング組合>

- ・高齢化が進んでおり、二代目がクリーニング師の資格を持たずに、副業としてお店を手伝っているケースも多い
- ・全組合員による未加入店への訪問活動を実施（目標：訪問50店、加入3店）
- ・衛生管理や組合の役割等に関するセミナーを開催予定

【参考】

他県の組合における組合加入の取組事例

全国的な組合員数の減少傾向の中、組合員数増加に成功した他県の生衛組合の取組を紹介します。

<熊本県飲食業組合>

組合加入メリットとして「振興貸付」「衛経」と一般貸付との支払利息の差を具体的に示してアピールしたことが大幅増につながった（新規加入126名）

<福岡県飲食業組合>

役員の意識改革により、具体的な加入者数を数値目標化し、支部役員が問題意識を共有した（新規加入228名）

<東京都社交料飲組合>

支部ごとに加入目標数を設定し、支部役員による未加入店への訪問活動を実施（新規加入175名）

<広島県美容業組合>

退職した潜在美容師の掘り起こしを行い、人材不足に悩む美容室とのマッチングを行った（新規加入33名）

センター・連合会だより

指導センター第3回理事会の開催

令和6年10月7日、かなざわ石亭において、令和6年度の収支予算補正と上半期の事業報告などの事項について審議いただき、議決承認されました。

<審議事項>

1 令和6年度収支予算の補正

<主な補正項目>

デジタル化に関する相談や指導を担う地域デジタル相談員に対する研修会や、専門家によるデジタル化実店舗研修など、生衛業のデジタル化推進に関する新たな取組に関する経費 など

2 令和6年度上半期の事業報告

消費者苦情相談対応連絡会の開催

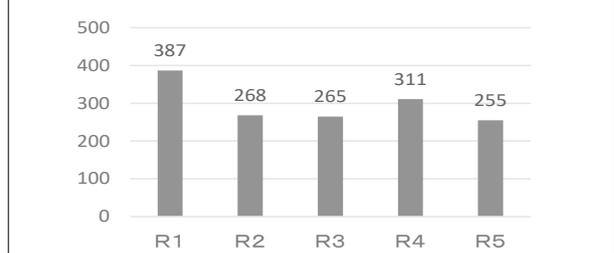
9月30日、しいのき迎賓館で消費者苦情相談対応連絡会を開催しました。本連絡会は、生衛組合の代表者のほか、県、保健所、消費生活支援センターの担当者が参加し、令和5年中の生衛業に関する消費者からの苦情相談の分析や各機関による対応内容などについて情報共有することで、苦情相談に適切に対応できる体制づくりを図り、相談件数の減少や生衛業のサービスの質の向上につなげていくことを目的に毎年実施しています。

生衛業に関する相談件数は、近年コロナ禍による消費活動の減少に伴って減少傾向にありましたが、新型コロナが5類感染症となり様々な経済活動がコロナ禍前に戻る過程に

あった令和5年においても減少傾向を維持し、過去5年間で最少となりました。引き続き苦情相談の発生件数を注視しながら、苦情の減少に向けて関係機関との協力体制を強化していきます。

連絡会ではカスタマーハラスメント問題について、組合の出席者から生衛業でも今後対応すべき課題だ、事業者が相談できる窓口を整備してほしいなどといった意見が出されました。今後、指導センターにおいても情報提供や研修会の開催など対応したいと考えています。

県内の生衛業に関する相談件数の推移



消費者懇談会の開催

令和6年10月21日、南加賀保健福祉センターにおいて、地域の消費者団体や関係組合の代表、行政の担当者にご参加いただき、消費者懇談会を開催しました。

懇談会では消費者から寄せられた生衛業に関する苦情相談の件数や相談内容、Sマーク制度の意義や有効性などについて説明し、Sマーク登録店の一層の利用促進にご協力いた

だくよう要請しました。

意見交換会では、消費者団体から、Sマークがあまり知られていない、消費者が安全・安心な生衛業のサービスが利用できるよう、Sマークのさらなる周知を図ってほしいなどのご意見をいただきました。



◇ デジタル化実店舗研修の実施

生衛業界におけるデジタル化の普及・推進を図るため、店舗にデジタル化の専門家をアドバイザーとして派遣し、事業者・経営指導員のデジタル技能をレベルアップさせるための指導を対面で行う実店舗研修を9月から実施しています。

今年度は応募があった理容、美容業、公衆浴場業の3店舗において、LINE社の認定資格を持つ「SPコンサルタント」代表の野田進也氏が、パソコンやスマホを駆使してLINE公式アカウントによる様々な機能を実践的に活用するための指導を行っています。

- LINE公式アカウントを活用した機能には、次のようなものがあります。
【メッセージ配信】 友だち追加したユーザーに画像やスタンプ、動画など様々な形式のメッセージ

の配信が可能

- 【LINEチャット】 友だちになっているユーザー一人ひとりとLINEアプリのトーク機能でチャットが可能
- 【ショップカード（ポイントカード）】 紙で行われていたポイントカードをLINE上で発行・管理が可能
- 【クーポン】 割引やプレゼント等の特典を付与するクーポンをLINE上で発行
- 【プロフィール】 自店の基本情報を掲載
- 【ステップ配信】 条件に合致した顧客に対し複数のメッセージを自動で配信 など

※本事業の応募は終了していますが、LINE公式アカウントを活用したい事業者の方は、開設から初期設定、運用方法までを優しく指南するアドバイザー派遣制度がありますので、是非ご活用をご検討ください。

→お問合せ先：お近くの商工会、（公財）石川県産業創出支援機構、石川県中小企業団体中央会、石川県信用保証協会

◇ クリーニング師研修会の開催

トラブル防止対策や確かな技術力で利用者に安心してご利用していただけるお店になるため、クリーニング業法で3年に一回の受講が義務付けられているクリーニング師研修会を、9月29日、県地場産業振興センターで開催しました。

石川中央保健福祉センターの高島康宏技師から、衛生法規及び公衆衛生に関する法令の改正点などについてご講義いただきました。

また、大阪府クリーニング研究所の桑原富夫所長からは、「洗濯物の受け取り、保管、引き渡し」などについて、多くの事例を交えながら、分かりやすく講義いただき、受講者は真剣に聴講していました。

研修終了後、受講者には修了証書及び研修受講済みステッカーが交付されました。

組合だより

理容組合

「理容ボランティアの日」 各地で社会貢献

全国理容連合会「理容ボランティアの日」の9月9日(月)、各都道府県組合で社会貢献活動が実施されました。

石川県組合は、老人介護施設でのボランティアカット、献血、大切な地域の環境を守るクリーンキャンペーンなどを各地で行ない、組合員ら80人が参加しました。

■金沢支部

献血活動の協力と促進として、献血ルーム「ル・キューブ」（金沢市袋町）でボランティア献血を行ないました。

■加賀支部

事業推進部が中心となって、小松市の老人介護施設「自生園ひらんで」でボランティアカットを実施し、入所者19人に喜んでいただきました。

クリーンキャンペーンは、小松・能美地区

が海岸を、加賀地区が駅周辺でそれぞれ実施しました。

■能登支部

クリーンキャンペーンは、羽咋地区と能都地区が海岸を、七鹿地区が駅周辺でそれぞれ実施しました。



金沢支部



加賀支部



能登支部

組合員だけの優遇融資のご案内

組合員向け日本政策金融公庫融資で金利負担が大幅に軽減されます

●振興事業貸付

区分	設備資金	運転資金
融資額	1億5千万円～7億2千万円	5,700万円
返済期間	20年以内 うち据置期間2年以内	7年以内 うち据置期間2年以内
貸付利率(年)	1.4～2.2%	2.3～2.4%

* 貸付利率は令和6年11月1日現在の標準的な場合。条件によって利率が低減される場合があります。

●生活衛生改善貸付(衛経)

区分	設備資金	運転資金
融資額	2,000万円以内	
返済期間	10年以内 うち据置期間2年以内	7年以内 うち据置期間1年以内
貸付利率(年)	1.45% * 令和6年11月1日現在	
保証人・担保	不要	

・小規模事業者(従業員数5人以下。旅館業は20人以下)で生衛組合等の指導を受けている方が対象
・生活衛生同業組合理事長の推薦が必要

●新型コロナウイルス対策衛経

区分	運転資金
融資額	既存の衛経と別枠で 1,000万円以内
返済期間	20年以内 うち据置期間5年以内
貸付利率(年)	1.45% * 令和6年11月1日現在
保証人・担保	不要
貸付要件	新型コロナの影響により、最近1か月間の売上高または過去6か月の平均売上高が、前6年のいずれかの年と比較して5%以上減少していること。または、債務負担が重くなっていること。

・小規模事業者(従業員数5人以下。旅館業は20人以下)で生衛組合等の指導を受けている方が対象
・生活衛生同業組合理事長の推薦が必要

お問合せ先：日本政策金融公庫 金沢支店 (TEL:076-263-7192) / 小松支店 (TEL:0761-21-9101)

＜能登半島地震 事業者向け支援情報＞

各種補助金			
	補助対象		活用が想定される事業者
	建物等	設備・機器	
<p>なりわい再建支援補助金</p> <p>建物・設備の復旧費を支援 ※奥能登豪雨災害も対象になります</p> <p>補助額:15億円 補助率:3/4(小規模事業者) 1/2(中堅企業等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 倉庫 生産、加工施設 販売施設 共同作業場など 	<p>事業に供する施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> じっくり腰を据えて本復旧を目指したい方 仮施設の建替等、相当の費用を要する復旧をしたい方
<p>【お問合せ先】 金沢事業者支援センター TEL:0120-867-100 能登事業者支援センター TEL:0120-262-380</p>			
<p>営業再開支援補助金</p> <p>早期の営業再開に必要な仮店舗等の整備を支援 ※奥能登豪雨災害も対象になります</p> <p>補助額:300万円 補助率:2/3(小規模事業者) 1/2(中小企業)</p> <p>※「半壊以上の被害判定」及び「事業再建計画の策定」が要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> コンテナ購入費 トレーラーハウス購入費 倉庫、物置の購入費 簡易な建築物の建築費 建物の増築、増床費 キッチンカー用車両購入費 建物整備上で必要な土地改良費 など 	<ul style="list-style-type: none"> 左記のコンテナ等施設に付随する設備・装飾等の施工費 営業再開に必要なPCや複合機等の機器購入費 など 	<ul style="list-style-type: none"> 自社の私有地に仮店舗(コンテナ等)を整備して営業再開したい方 キッチンカーを購入して営業再開したい方
<p>【お問合せ先】 営業再開支援事務局 TEL:0120-046-768</p>			
<p>持続化補助金(災害支援枠)</p> <p>建物・設備の復旧費や販路開拓の取組を支援 ※奥能登豪雨災害も対象になります</p> <p>補助額:300万円(小規模) 200万円(中小) 補助率:2/3(小規模事業者) 1/2(中小企業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の修繕費 仮店舗の賃借料 店舗内の改装費 など 	<ul style="list-style-type: none"> 破損した設備の修理費 破損した設備の入替費 新たな設備の導入費 リース機器の利用料 キッチンカーへの改造費 など 	<ul style="list-style-type: none"> 必要最低限の店舗修繕で営業再開したい方 仮早急に設備修繕したい方 販路拡大(ソフト事業)に取り組みたい方
<p>【お問合せ先】 最寄りの商工会議所または商工会</p>			
融資制度			
	融資対象	融資限度額	融資期間・利率
<p>災害対策特別融資</p> <p>※奥能登豪雨災害も対象になります</p>	<ul style="list-style-type: none"> セーフティネット保証4号* 罹災証明書等かつなりわい再建支援補助金を受けた方 <p>*セーフティネット保証4号…地震後、最近1か月間の売上高が前年同月に比べ20%以上減少し、かつその後3か月間の売上高が前年同期に比べ20%以上減少</p>	<p>1億円</p> <p>*設備資金、運転資金</p>	<p>期間:10年以内</p> <p>*うち据置期間5年以内</p> <p>利率:1.0%</p> <p>*当初5年間無利子</p>
<p>【お問合せ先】 お取引先金融機関または石川県信用保証協会 TEL 076-222-1550</p>			
<p>経営改善サポート融資</p> <p>※奥能登豪雨災害も対象になります</p>	<p>七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町所在の中小企業者</p>	<p>1億円</p> <p>*設備資金、運転資金</p>	<p>期間:15年以内</p> <p>*うち据置期間5年以内</p> <p>利率:1.2~2.1%</p> <p>*借換融資の場合1.85%</p>
<p>【お問合せ先】 お取引先金融機関または石川県信用保証協会 TEL 076-222-1550</p>			
<p>日本政策金融公庫能登半島地震特別貸付</p> <p>※奥能登豪雨災害に対応した融資制度もあります</p>	<ul style="list-style-type: none"> 直接被害、間接被害を受けた事業者 業況悪化している事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 直接・間接被害 6千万円 業況悪化 4,800万円 	<p>【期間】</p> <p>設備資金:20年以内 運転資金:15年以内</p> <p>【利率】</p> <p>直接被害:0.3% 間接被害:1.2% 業況悪化:基準金利</p>
<p>【お問合せ先】 日本政策金融公庫金沢支店 0570-045202 小松支店 0570-045445</p>			

紙面の都合で紹介できなかった支援情報があります。詳しくは石川県ホームページなどでご確認ください。

新規組合の加入促進、組合活性化に取り組んでいます！

- 生活衛生同業組合は、法律に基づき業種ごとに設立され、経営の健全化と振興を通じて衛生水準の維持向上を図るとともに、消費者の利益擁護に貢献することを使命とする同業者の組織です。 * 生活衛生関係営業の運営の適正化及び運営の振興に関する法律(略称「生衛法」)
- 法律制定後60年が経過し、あらためて生衛法及び組合の役割を再確認し、より一層の取組を行っていくことが求められています。
- 一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会は、取組の機運を全国的に高めていくことを目的に、平成26年より毎年11月を「活動推進月間」に定めており、生衛組合は、指導センターや関係機関との連携の下に、生衛組合の周知広報や組合活動の活性化の取組を重点的に展開することとしています。

生衛組合の周知広報

生衛組合の成り立ちと社会的役割、生衛組合に加入するメリットなどに関するチラシを、組合や関係機関を通して配付するほか、センターや組合のホームページなど様々な広報媒体を活用した周知広報を行います。



組合活動の活性化

新規営業店舗に対し、組合員のメリットや組合のよさを紹介し組合加入を勧めるダイレクトメールや、組合員・役員等の戸別訪問による加入勧奨活動を行います。その他、衛生管理や経営等に関するセミナー開催などを行います。

生衛組合加入のメリット 組合の組織強化と業界発展のため、組合加入を呼びかけましょう！

- 日本公庫の低金利融資が受けられます (運転資金を借入できるのは組合員だけです)
- 経営に役立つ講習会・セミナーに参加できます ● 同業だけでなく異業種とも人的ネットワークが形成することができます ● 各種保険制度に加入できます
- 業界や行政の最新情報を知ることができます

石川県の最低賃金

令和6年10月5日から

時間額

984円

前年比

51円UP

事業者も、労働者も、**必ず確認** しましょう！



「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いに関わらず、全ての労働者に適用されます。

お知らせ

この広報紙は、生衛組合員の皆さんのための機関紙であり、消費者や生衛業の皆さんへの広報紙でもあります。なお、既刊の「生活衛生いしかわ」は指導センターホームページで見ることができます。 ※誌面に関するご意見やお問い合わせなどがあればお知らせ下さい。

石川県生活衛生営業指導センター

ホームページ URL <https://www.seiei.or.jp/ishikawa/>
Eメール E-mail ishikawacenter@seiei.or.jp